

高松市監査委員告示第21号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

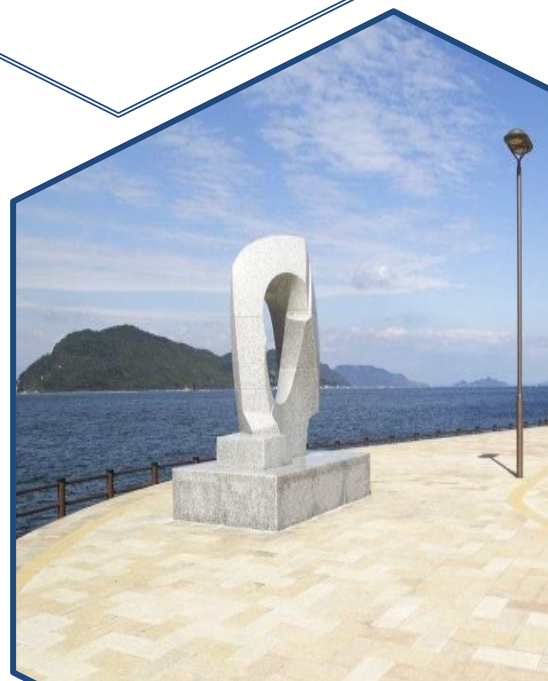
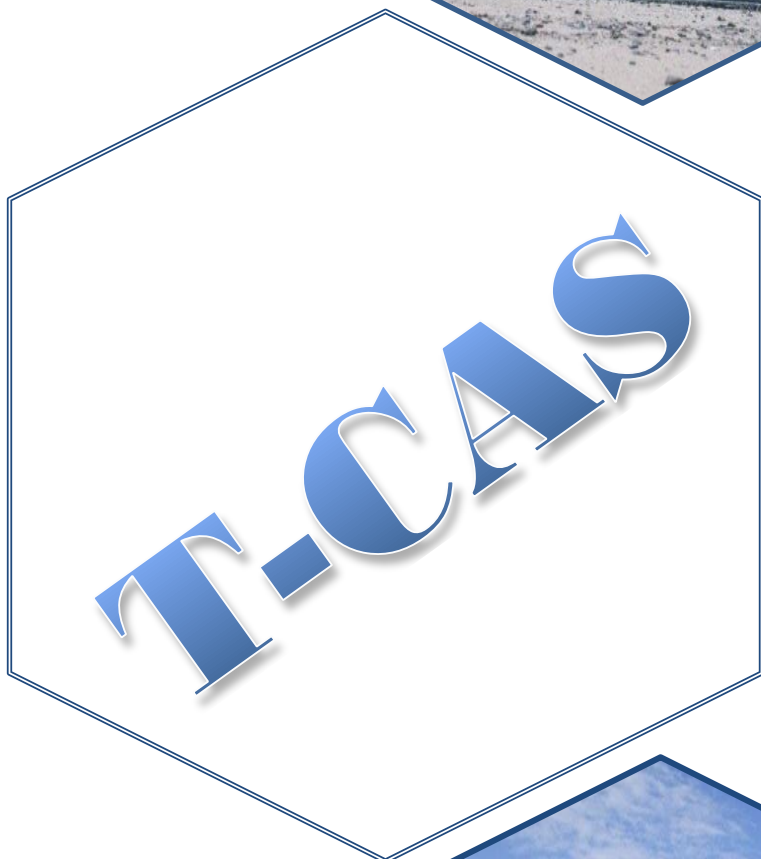
令和元年11月29日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	大	山	高	子
同	坂	下	且	人

監査結果に基づく 措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和元年11月29日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

R元.11.29

措置通知No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H29	H30.1.31	第4号	指摘	【重点】許可証の送付について	P19	消防局	予防課	R元.11.6
2				指摘	見積徴取の実施方法について	P27	教育局	総務課	R元.10.29
3	H30	H31.2.28	第1号	指摘	個人情報の保護について	P38	健康福祉局	障がい福祉課	R元.10.30

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 【重点】 …… 「平成29年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成29年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、これまでの監査実施計画に掲げた観点（※1）にも留意しながら、市民目線に立った行政監査を実施する。

市民目線に立った監査を推進するため、「市民満足度調査」や市民アンケート、事務局職員による現場調査などにより、市政に関する市民のニーズを的確に把握する。

行政監査のテーマについては、市民の関心の高いもの、又は日常生活に密着しているものに着目して選定する。

※1 これまでの監査実施計画に掲げた観点は、次の5点です。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

エ 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

オ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／消防局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
区分	指 摘 【重点】		
指摘の項目	許可証の送付について		
指摘の内容	決裁を行った文書と申請者に送付する文書について不一致が生じないよう適正な事務処理を行うとともに、実効性のあるチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P19		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/300131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年11月6日
所管課等	消防局 予防課
措置結果	<p>本件指摘事項については、監査結果を受けて以降、より確実な事務処理を行うために、事務処理に係る過程を可視化するためフローチャートを作成し、課内で確認するとともに、決裁回議中に不備があった場合は、その都度、起案者に口頭による指摘と併せて差戻しを実施することとした。</p> <p>決裁に係る文書等を訂正後、上席者に再確認を求め再回議し、適正な事務処理を行うよう徹底して取組むことで、実効性のある管理体制を構築した。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
区分	指 摘		
指摘の項目	見積徴取の実施方法について		
指摘の内容	見積徴取の実施に当たっては、契約書、仕様書により業務内容を明確に示した上で、業務全体の経費が明らかとなるよう複数者からの見積徴取を実施されたい。		
公表文該当 ページ	P27		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/300131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年10月29日
所管課等	教育局 総務課
措置結果	本件指摘事項については、業務全体の経費が明らかとなるよう、平成30年度から、契約書、仕様書により業務内容を明確に示した上で、複数者から見積書を徴することとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	指摘		
指摘の項目	個人情報の保護について		
指摘の内容	個人情報の追記等が必要である場合には、別紙を作成するなど、適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ページ	P38		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年10月30日
所管課等	健康福祉局 障がい福祉課
措置結果	<p>本件指摘事項については、不要なメモは廃棄するとともに、メモ等を決裁に添付しないよう確認を徹底することとした。</p> <p>また、申請書や履歴書に補足及びメモが必要な場合は、申請者への修正・再提出の依頼又は別紙を作成し、内容を記載するよう改めた。</p>